

東京一極集中是正と人づくりの推進に向けて ～地方が自ら輝き続けるために～

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、特に地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している中で、我が国の持続的な発展と競争力の強化のためには、「東京一極集中の是正」という日本全体の構造的な課題解決や、人材への投資による人づくりを進め、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していかなくてはならない。

過度な東京一極集中は、単に地方の人口減少の問題というだけではなく、東京を中心とした経済成長の限界を生じさせるとともに、日本が持続的に発展していくために必要な「新たな価値の創造（イノベーション）」を阻害しており、日本全体の社会経済が、活力と競争力を維持していくためにも、必ず是正しなければならない問題である。

このような中、国は、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき取組を進めてきたが、東京圏への転入超過数は、2019年には約15万人と取組開始前の2013年と比較して1.5倍に拡大しており、第1期の検証においても、「施策効果が十分に発現するまでには至っていない」と評価されている。

こうした状況を踏まえ、第2期総合戦略では、「関係人口」の創出・拡大といった新たな取組を盛り込み、「2024年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる」という目標を堅持して、政府関係機関・研究機関の地方移転や企業の地方拠点強化などによる地方への移住・定着の推進に取り組むこととしており、7月の人口移動報告で明らかとなった東京圏から地方への転出超過を契機として、地方への移住・定着を一気に進めていくべきである。

また、人づくりを進める上では、特に、乳幼児期における教育・保育の質的向上と量的拡大や、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう支援策を一層強化・充実していく必要があるとともに、男女ともに働きやすく、多様な人材がその個性と能力を発揮できる環境づくりを進め、すべての人が仕事に生きがいを持ち、暮らしを楽しむことができる社会を創出していかなくてはならない。

こうした状況に加えて、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、国内はもとより世界的な需要減退によって、売上・販売が落ち込み、これに連鎖して生産が落ち込むなど、世界経済は戦後最大とも言うべき危機に直面している。

また、国内においては、政治・経済・文化・観光・スポーツなどの中核施設が過度に集積する東京一極集中の脆さが、新型コロナウイルス感染症拡大に際し、浮き彫りになっており、危機管理の面からもリスク分散が改めて認識された。この国難とも言える状況を打破するためには、より一層東京一極集中の是正や人づくりの推進を図っていく必要があり、中国地方知事会は、引き続き、国と一丸となって全力で取組を進める決意である。については、速やかに次の措置を講じることを強く要望する。

1 過度な東京一極集中を是正するために

(1) 企業の地方分散

企業の地方移転促進実現のため、企業等の地方移転に向けた具体的なKPIを設定するなど適切に進捗管理を行い、効果が発現していない施策については迅速に見直すなどの措置を講じるとともに、

- ・ 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方へ本社機能を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金制度を創設すること。
- ・ 地方への本社機能移転をより一層促進するため、地方拠点強化税制のさらなる拡充を図るとともに、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。
- ・ 東京圏から地方へ移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- ・ 企業のみではなく、移転を共にする従業員に対しての移住支援制度を創設すること。
- ・ 東京圏の人材を地方に呼び込むため、地方におけるサテライトオフィスをはじめとしたビジネス拠点の整備を支援すること。
- ・ そのほか、地方移転のインセンティブが働くよう、大胆かつ積極的な取組を立案し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

(2) 大学の「東京一極集中」の是正と実現

大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、

- ・ 地方大学の振興や若者の雇用創出につながる地方の取組に対する支援を充実すること。
- ・ 大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めるこ

と。

- ・企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイント制度や教員へのインセンティブ制度の導入によって産学連携を推進し、地方大学の魅力向上を推進すること。

(3) 「地方」への移住・定住、「関係人口」の創出・拡大

過度な東京一極集中の是正を図り、「関係人口」の創出・拡大や地方への移住・定住を進めるため、

- ・東京圏から地方への具体的な移住促進計画等を国が自ら率先して策定し、着実に実行するよう取り組むこと。
- ・地方で暮らすことに対する若者の意識改革に向け、高校生の地方留学制度の創設など、若者が地方生活を体験する取組を進めること。
- ・マスメディア等の活用により、地方志向へと価値観を大転換するような気運醸成を積極的に進めること。
- ・副業・兼業により地域貢献等を望む都市部人材の地方への還流を拡大するため、都市部人材と地方企業とのマッチングの強化や受け入れ企業等の機運醸成、出し手側企業へのインセンティブ付与など、効果的な仕組みづくりを進めるとともに、副業・兼業人材の労働時間・健康管理等の制度整備にも努めること。
- ・「新たな日常」に適応できる働き方・ライフスタイルとして、適切な分散と適切な集中を実現する「適散・適集社会」の構築につなげるため、場所や時間にとらわれないテレワークやワーケーションなどの働き方を推進し、企業経営者や労働者に対する機運の醸成に取り組むことで地方移住等を伴う遠隔勤務につなげること。

(4) 地方分権改革の推進

地方分権一括法の成立から20年を超えるこれまでの取組により、地方分権改革は着実に進展してきたが、未だ残された課題も多く、真の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講じられるよう、

- ・憲法改正に向けた議論を行う場合には、地方分権改革の実現を見据えた議論を行うこと。
- ・国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割分担を抜本的に見直し、権限の移譲や地方自治の基盤たる地方税財源の充実、税源の偏在是正をさらに推し進めること。

- ・制度的な課題として、「従うべき基準」が依然として存在していることに加え、補助金交付の前提として計画策定を求められたり、地方との事前の十分な調整がないまま、努力義務等の形で新たな義務付け・枠付けが設けられる場合があることや、法令の過剰・過密により地方の自主的な判断が抑制されている状況などを踏まえ、「従うべき基準」の撤廃や法律と条例の効力の関係（立法における分権）など自治立法のあり方について、多様な論点から議論を行うとともに、自治立法権の拡充・強化に向けた取組を進めること。
- ・国と地方のパートナーシップを強化するとともに、互いに協力して政策課題に対応していく観点から、協議の質を充実させるため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置し、立法プロセスにおける地方の意見を反映する仕組みを構築すること。
- ・国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについて、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。

（５）全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

首都圏への人口集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠であるが、現在、それを悉皆で把握するための全国統一的な調査が行われていない。

全国的な人口の移動理由について分析するため、「転入届」「転出届」等に、「移動理由」や「UI ターンの状況」等の調査項目を追加できるよう「住民基本台帳法」を改正し、全国統一的な調査の実施をすること。

2 地方創生の取組を推進するために

（１）デジタルトランスフォーメーションが切り拓く未来

デジタル技術やデータの利活用により社会課題の解決と経済発展の両立を実現し、地域社会をより便利で快適に、豊かに変えるデジタルトランスフォーメーションを推進するため、

- ・中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けや円滑な導入ができるよう、DX推進ガイドライン等を活用した情報発信や人的・財政的な支援の強化を図ること。
- ・デジタル時代の競争力の源泉となるデータを最大限に活用して、新ビ

- ビジネスの創出が推進されるよう、データを活用する際の安全性の確保やデータ管理に関するルール作りなど環境整備を行うこと。
- ・デジタル技術等に精通した人材やデジタル技術を活用してイノベーションを創出できる人材等の育成、また、誰もが不安なくデジタル技術を活用できるようにするリテラシー教育を重要政策に位置づけること。
 - ・EdTechコンテンツやSTEAM学習等により、学童期からデジタル技術に親しみ、活用する機会を創出するとともに、AIやプログラミングなどについて「専門性の民主化」を進め、バックグラウンドに関わらず多様な人材が専門知識を入手するハードルを下げるなど、人材育成の環境整備を促進すること。また、地方での確保が難しいマネジメント層等を地方で確保しやすい仕組みを創設すること。
 - ・光ファイバ網の未整備地域の早期解消に加え、「新しい生活様式」の対応に向けた既設の光ファイバ設備の増強への財政的支援、都市部のみならず、条件不利地域を含む地方における、通信事業者による5Gの早期整備を促進すること。さらに、整備のみならず、公設光ファイバ網や地上デジタル放送の共聴施設等の維持管理・更新に係る負担も大きいことから、同様に必要な財政的支援を行うこと。
 - ・光ファイバなどのブロードバンド及び5Gをユニバーサルサービスの対象とするよう制度の見直しを図ること。
 - ・IoT機器の脆弱性に係る対策はもとより、セキュリティ対策の調査・研究を促進し、Society5.0時代に向けたサイバーセキュリティの確保に努めること。

(2) 訪日外国人旅行者の受入促進

訪日外国人旅行者を全国各地に誘導できるよう、

- ・地方空港における国際定期路線の運休・減便の状況に鑑み、路線の維持に向け必要な支援を実施すること。また、感染症の拡大が収束した段階においては、インバウンド需要の回復に向けて、着陸料やグラウンドハンドリング費用等への補助など、路線の回復に必要な支援を行うこと。
- ・地方空港における国際定期路線の運航再開や、地方の港湾における国際クルーズ客船の受入再開等に必要となる水際対策に係る検査体制整備について国の責任において実施すること。
- ・国際観光旅客税について、自由度の高い財源としてDMOを含む地方の観光振興施策に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。
- ・「広域連携DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行って

いくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、観光地経営の権限と財源を確保できるよう制度を改正すること。

(3) 暖冬による観光産業への支援

近年の記録的な暖冬による雪不足により、スキー場及び関連観光産業は大きな影響を受けており、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後のスキー場離れも懸念されることから、暖冬等の気象要因に関わらず、年間を通じたスキー場等への観光誘客につなげるための地域の自主的な取組への支援策を構築するとともに、令和3年3月31日で終了する予定の、索道事業を営むスキー場でのゲレンデ整備に使用する圧雪車、降雪機に係る軽油引取税の課税免除の特例措置を延長すること。

(4) 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が平成12年に施行されてからこの間、国では、指定要件の緩和、過疎債のソフト事業への充当、ハード事業の対象拡大、ソフト事業の発行限度額の拡大、課税免除措置の拡充など、過疎地域の実情に沿った対策が実施されてきた。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を背景として、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供などの重要な役割を担っており、今後、国全体が本格的な人口減少社会を迎える中にあっても、将来に引き継いでいく必要がある。

現行法が令和2年度末に期限を迎えることから、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現が図られるよう、地域ならではの価値を活かす視点を取り入れた新たな法を制定し、引き続き総合的な対策を講じること。なお、制定にあたっては、指標を地域の実情に即したものとするなどにより、現行法で指定されている過疎地域（全域過疎地域、一部過疎地域、みなし過疎地域）は、継続して指定対象となるよう要件を設定すること。

3 人づくりを推進するために

(1) 地方の教育の魅力向上・充実

① 乳幼児教育段階

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤を培う重要な時期であり、乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等もあることを踏まえ、

- ・乳幼児期の教育・保育の質を確保するため、教員・保育士等の資質や能力を向上させる研修機会の充実等に対する支援策を講じるとともに、更なる処遇改善を実施すること。
- ・子どもとの関わり方についての助言など家庭教育への支援を充実すること。

② 初等中等教育段階

次代を担うすべての子供たちが、生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲にあふれ自立した若者へと成長し、誰もが充実した生活を送ることができるようにするため、

- ・生活困窮家庭やひとり親の子供に対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や地域と学校との連携・協働の強化を図ること。

(2) デジタル社会に対応した人材育成等の環境整備

「GIGAスクール構想の実現」に向けて、安定した環境下でのオンライン授業を推進するために校内通信ネットワーク整備に係る十分な財政措置を講ずるとともに、高等学校等の生徒1人1台端末の整備についても補助の対象とすること。

(3) 女性活躍推進のための男性育休取得促進について

女性の活躍には、男性の育児・家事参画が欠かせないが、2018年度の男性の育児休業取得率は6.16%に留まっており、2020年度の目標値である13%の半分にも及んでいない。

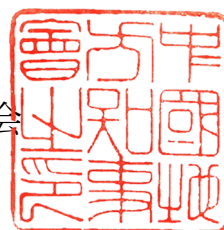
よって、令和元年12月に策定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる男性の育児休業取得率30%（2025年）の目

標達成に向け、

- ・ 男性の育児休業の分割取得制度の導入、育児休業給付金に係る手続の改善等、男性従業員が育児休業を取得しやすい制度の整備を図ること。
- ・ 両立支援等助成金（出生時両立支援コース）の要件緩和等による企業の取組支援の充実、イクボスの取組の推進や働き方改革による誰もが働きやすい職場環境づくりの啓発を通じて、企業に対する男性の育児休業取得促進に向けた対策を強化すること。
- ・ 誰もが仕事と暮らしを両立できる環境整備が図られ、多様な人材が活躍できるよう、社会全体における固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を進めること。

令和2年11月17日

中国地方知事会



鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政